

## 遺族(補償)等年金の受給権者が変わるとき

遺族(補償)等年金の受給権者が、次の理由によって年金を受けられなくなったときは、次順位の遺族が年金の支給を受けることとなります(「転給」といいます)。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻をしたとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます)
- (3) 直系血族または直系姻族以外の者の養子となったとき(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含みます)
- (4) 離縁によって、死亡した労働者との親族関係が終了したとき
- (5) 子、孫または兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したとき(被災労働者の死亡の時から引き続き一定障害の状態にあるときを除きます)
- (6) 一定障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき

### 請求の手続き

所轄の労働基準監督署長に「遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金転給等請求書」(様式第13号)を提出してください。

なお、遺族特別年金の支給申請は、原則として転給の申請と同時に同一の様式で行うことになります。

#### ● 提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	戸籍の謄本、抄本など、請求人および請求人と生計を同じくしている他の受給資格者を被災労働者との身分関係を証明することができる書類
請求人および請求人と生計を同じくしている他の受給資格者のうち、一定の障害の状態にあることにより受給資格者となる者があるとき	被災労働者の死亡時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる書類(診断書など)
受給資格者のうち、請求人と生計を同じくしている者があるとき	その事実を証明する書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

#### ● 個人番号の取扱いについて

「遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金転給等請求書」(様式第13号)を提出される際には、個人番号を記入してください。

記入いただいた個人番号を活用することで、住民票の写しの提出を省略することができます。

労働基準監督署の窓口へ提出される場合は、封筒に入れるなどして周囲の人の目に触れないようご注意ください。また、個人番号が記載された請求書等を提出される際には、本人確認(個人番号確認と身元(実在)確認)を行いますので、本人確認書類をご用意ください。

(本人確認書類の例)

①個人番号カード

②通知カード、個人番号付き住民票など + 運転免許証、パスポートなど

労働基準監督署に郵送される場合は、普通郵便による提出も受理いたしますが、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。また、本人確認のため本人確認書類の写しを同封してください。

詳しくは労働基準監督署にご相談ください。

# 請求書記入例

様式第13号(表面)

労働者災害補償保険  
遺族補償年金  
複数事業労働者遺族年金  
遺族年金  
遺族特別年金  
支給等請求書  
支給等申請書

① 死亡労働者の氏名	フリガナ コウロウタロウ 厚労太郎	② 請求(申請)の事由 <input checked="" type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明
生年月日	昭和〇〇年 12月 2日 (〇〇歳)	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
③ 申請人(請求人)のフリガナ	厚労次郎	死亡労働者との関係 子
生年月日	平成〇〇年 6月 19日	障害の有無 ある・ <input checked="" type="checkbox"/> ない
住居	〒代田区霞が関1-2-2	代表者を委任しないときは、その理由
④ 既に遺族補償年金を受けている者(特別年金を受けようとする者)のフリガナ	厚労友子	死亡労働者との関係 妻
生年月日	平成〇〇年 10月 2日	年金証書の番号 管轄別 種別 西暦年 番 号 枝番号 1 4 5 9 0 0 0 2 6 0 2
住居	〒代田区霞が関1-2-2	⑤ 当該死亡に関して支給される年金の種類 厚生年金保険法の遺族年金 国民年金法の遺族年金 遺族厚生年金 遺族基礎年金 船員保険法の遺族年金
支給される年金の額	567,000 円	厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード (複数のコードがある場合は下段に記載すること。) 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 1 4 5 0
支給されることとなった年月日	〇〇年 10月 23日	所轄年金事務所等 鶴見 社会保険事務所
⑥ 請求人(申請人)と生計を同じくしている遺族(年金を受けようとする者)のフリガナ	厚労順子	死亡労働者との関係 子
生年月日	平成〇〇年 9月 30日	障害の有無 ある・ <input checked="" type="checkbox"/> ない
住居	〒代田区霞が関1-2-2	ある・ <input type="checkbox"/> ない
⑦ 添付する書類その他の資料名	1. 戸籍謄本 2. 住民票の謄本	
⑧ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局	金融機関(郵便貯金銀行を除く)の名称 〇〇 銀行・金庫 農協・漁協・信組	本店・本所 出張所 支店
預金通帳の記号番号	普通 当座 第 123456 号	※郵便局コード
フリガナ	〒 都道府県 市郡区	預金通帳の記号番号

業務災害・複数業務要因災害・通勤災害共通になっています。

転給の請求の事由について該当するものを選んでください。

遺族(補償)等年金の転給を受けようとする者について記入します。

遺族(補償)等年金を受けている者について記入します。

労働者の遺族に支給されていた厚生年金保険等の年金について記入します。

上記により  
遺族補償年金の支給を請求します。  
遺族特別年金の支給を申請します。  
令和2年 9月 4日  
藤沢 労働基準監督署長 殿

〒100-8916 電話(00)0000-0000  
請求人(代表者)の住所 千代田区霞が関1-2-2  
申請人(代表者)の氏名 厚労次郎  
 本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。

本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、□にチェックを記入してください。

個人番号 123456789012

請求(申請)される方の個人番号を記入してください。